

鹿屋市立田崎小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを絶対に行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行うものとする。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童に対して、該当児童と一定の人間関係にある他の児童等が、行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、該当行為の対象となった児童が心身の苦情を感じるものとする。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめを放置してはいけない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止に関する措置

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当、学校運営協議会委員を中心に構成する。

事態に応じて、養護教諭、学年主任（該当担任）、スクールガード、スクールカウンセラー、民生委員、医師、警察官 OB を招集する。

<活動>

- アンケート調査並びに教育相談に関すること。
- アンケート調査等の分析からいじめの見落としがないかなど、職員の意識向上に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめ事案に関する情報共有を行い、具体的な対策を講じること。

<開催>

学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置

- いじめにかかわる事態が確認された場合、速やかにに事実の有無の確認・職員間での情報共有を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への指導・助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられる必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3 いじめの防止などに関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者及び地域住民その他の関係者への広報や連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳及び学級の時間等を中核として利用し、「いじめ問題を考える週間」を学期始めに実施する。

(2) いじめの早期発見の取組

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を毎月実施する。
- いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- 定期の教育相談を設定し早期発見に努めるとともに、臨時の教育相談もできるような相談体制を確立する。
- 日常の行動や様子を観察し児童の変化を把握する。けんかやふざけ合いなど、いじめにつながりうる場合、背景にある事情等の調査を行う。
- 地域の関係機関等と連絡を密にし、地域での情報収集・分析を行う。

(3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- スクールカウンセラーやマイフレンド相談員、市教育委員会指導主事等を積極的に活用した研修会を実施する。
- いじめ防止に関する教育センターの短期研修講座等について積極的に参加する。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止、及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として講師を招き、携帯電話教室等を行う。
- 学校便りや学級通信等を通して、フィルタリング等の普及について、啓発運動を継続して行う。

4 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

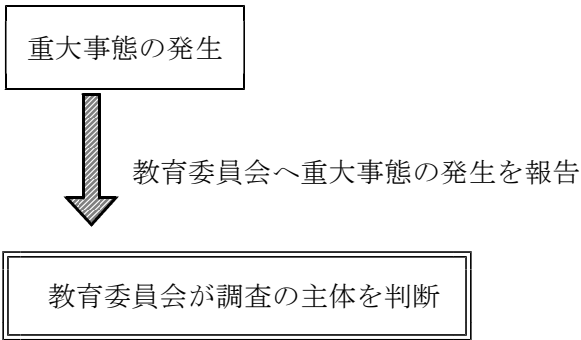
- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関すること。
- いじめの未然防止及び再発を防止するための取組に関すること。

6 重大事態発生時の対応図



学校が調査主体の場合

